

「らしさ」を認め合うことが、
未来をつくる

ディーイーアイ
DEIと男女共同参画基本条例で考える
 誰もが住み続けたいまちづくり

問合せ／本庁コミュニティ課
 ダイバーシティ・市民活動G
 (内線4742)

「DEI宣言」ってなに？
 本市は、誰もが住み続けたい社会を目指し、令和7年8月に「薩摩川内市DEI宣言」を行いました。

DEIとは、Diversity(多様性)、Equity(公平性)、Inclusion(包摂性)の頭文字で、年齢・性別・障害の有無・人種・国籍、文化的な背景などの違いにかかわらず、一人一人が尊重され、安心して参加し、個性や能力を発揮できる社会づくりにつながる考え方です。

Diversity(ダイバーシティ：多様性)
 あらゆる人々が差別を受けることなく、人権の尊重による多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮できる社会づくりを目指します。

Equity(エクイティ：公平性)
 市民や事業者などと連携しながら、社会的障壁を取り除き、誰もが参加し、自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

Inclusion(インクルージョン：包摂性)
 家族や地域のつながりを深め、多様な人々の交流を生み、全ての市民が互いに支え合いながら、笑顔で、健やかに安全に安心して暮らせる多様性を生かした地域づくりを目指します。



▲心豊かな暮らしの実現のために「薩摩川内市DEI(ディーイーアイ)宣言」を行いました

**市男女共同参画基本条例が
目指すもの**
 男女共同参画とは、性別などにかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として尊重され、自らの意思で、地域や社会づくりに参画する機会が確保され、その成果と責任を分かち合うことです。

本条例は、家庭・職場・地域など、暮らしのさまざまな場面で、人権が尊重され、誰もが個性と能力を生かして活躍できる社会の実現を目指す基本となるものです。

本市ではこれまでさまざまな取り組みを進めてきました。その取り組みをさらに充実させるため、条例改正(令和8年4月施行)しました。主なポイントを3つ紹介します。

条例改正のポイント

- ✓多様性・公平性・包摂性のある社会づくりの考え方を明記しました。
- ✓性自認や性的指向などの表記を加え、性の多様性を含む表現へ見直しました。
- ✓市民や団体などが男女共同参画に関する施策などについて、市へ直接申し出ることができる仕組みに見直しました。



▲市男女共同参画基本条例を改正しました

身近なところから認め合おう

家庭では
 家事や育児を家族みんなで協力する。介護を一人で抱え込まず、家族や周囲で支え合う。

職場では
 性別などによる決めつけではなく、意欲や能力が生かされる。育児休業や介護休業を利用しやすい環境をつくる。

子どもたち
 性別などで可能性を決めつけず、一人一人が好きなことや得意なことを大切にできる声掛けをする。

地域では
 防災や自治会活動に誰もが参加しやすい方法を考える。性別などにかかわらず、役員や活動の担い手として参加できる。

小さな気づきや行動の積み重ねが、誰もが住み続けたいようなまちづくりにつながります。

あなたの周りで困っている人はいませんか？
 ～ストップ虐待！ストップDV！～

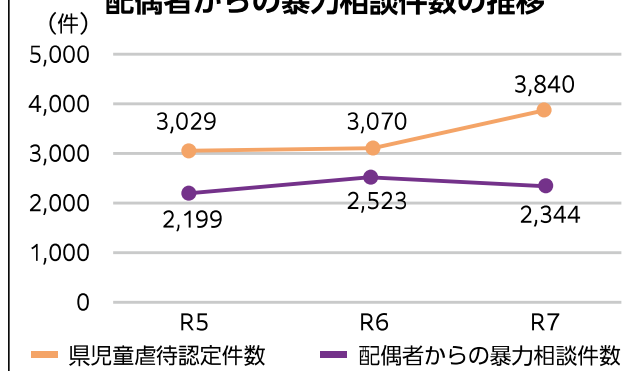
11月は、「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。

こんなこと「じたり、されたり」していませんか。
 「虐待・DV」は、「殴る、蹴る」などの身体的なものだけではなく、

- ▼心理的なもの＝暴言などを浴びせ、精神的な苦痛を与える
- ▼ネグレクト＝育児や養育・介護・世話の放棄
- ▼性的なもの＝性行為の強要、性的羞恥心を与える
- ▼経済的なもの＝必要な金銭の使用を制限する
- ▼面前DV(児童虐待)＝家族が子どもの前で言い争いをし、子どもに心理的に悪い影響を与える

県と本市の現状
 県内の4つの児童相談所と市町村による児童虐待の認定件数は、年々増加しており、中でも面前DVの件数が多い傾向にあります。また令和7年度の配偶者か

**県内の児童虐待認定件数
配偶者からの暴力相談件数の推移**



年度	県児童虐待認定件数 (件)	配偶者からの暴力相談件数 (件)
R5	3,029	2,199
R6	3,070	2,523
R7	3,840	2,344

本市では児童虐待、養育に関する相談、女性の相談などの窓口を設置しています。年間約**2300件**の児童に関する相談のうち児童虐待は**103件**や約**1200件**の女性などの困り事に関する相談うち配偶者などからの暴力に関する相談**92件**に対応し、さまざまな悩みが寄せられています。

一人で悩まず、問合せ先の女性・家庭生活支援相談員にご相談ください。

	窓口	電話番号
児童虐待相談窓口	児童相談所全国共通3桁ダイヤル	☎189(いちばやく)※24時間365日対応
	北部児童相談所	☎(21)3150
	市児童虐待相談電話	☎(20)6343
	本庁こども家庭課相談第1G・第2G	内線2181、2192
子どもの養育相談窓口	児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120(189)783※24時間365日対応
	北薩児童家庭支援センター	☎(24)0081
	本庁こども家庭課相談第1G・第2G	内線2181、2192
女性の相談窓口	県女性相談センター	☎099(222)1467
	本庁こども家庭課相談第1G・第2G	内線2181、2192

オレンジリボン＝児童虐待防止を目的としたシンボルマーク

パープルリボン＝女性への暴力の根絶を目的としたシンボルマーク

本市では、11月4日～27日に、本庁2階総合案内横にオレンジリボン・パープルリボンツリーを設置します。

本庁にお越しの際は、リボンに思いを込めて結んでみませんか。

市ヤングケアラー相談LINE

市ヤングケアラー相談電話
0120(080)7994

市ヤングケアラー相談LINE

市ヤングケアラー相談電話
0120(080)7994

市ヤングケアラー相談LINE

7 | Satumasendai city Public Relations, 2026.10.10

2026.10.10 広報 薩摩川内 | 6